

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
平成28年12月1日	株式会社日之出運輸 法人番号(6260001 024223) 代表者西岡恵一	岡山県倉敷市片島町101 8-6	岡山主管支店	岡山県倉敷市片島町101 8-6	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び第3 項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成28 年4月20日に監査実施。4件の違反が認めら れた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規 則)第3条第4項)(2)点呼の記録義務違反(安 全規則第7条第5項)(3)点呼の記録事項義務 違反(安全規則第7条第5項)(4)運転者に対 する指導監督の記録違反(安全規則第10条 第1項)	2	2
平成28年12月20日	山口確永自動車株式 会社 法人番号(9250001 010386) 代表者確永良三	山口県光市大字東荷228 8-10	本社営業所	山口県光市大字東荷字平 成2288-10	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び第3 項	情報提供を端緒として、平成28年4月14日 及び同年5月16日に監査実施。6件の違反が 認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下 安全規則)第3条第4項)(2)点呼の実施義務 違反(安全規則第7条第1項及び第2項)(3) 点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第 5項)(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規 則第8条第1項)(5)運転者台帳の記載事項義 務違反(安全規則第9条の5第1項)(6)運転 者に対する指導監督の記録違反(安全規則第 10条第1項)	2	2
平成28年12月22日	株式会社岡運 法人番号(3260001 012825) 代表者岡正也	岡山県倉敷市南畝1丁目1 4-15	本社営業所	岡山県倉敷市南畝1丁目1 49-3	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び第3 項	岡山労働局長より自動車運転者の労働条件 改善のための通報を受けたことを端緒として、 平成28年3月14日に監査実施。3件の違反 が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守 違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以 下安全規則)第3条第4項)(2)点呼の実施義 務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第 3項)(3)運転者台帳の記載事項義務違反(安 全規則第9条の5第1項)	2	2
平成28年12月22日	株式会社アサヒセキュ リティ 法人番号 (5010401037148) 代表者村田年正	東京都港区海岸2-4-2	広島警送事業 所	広島県広島市南区宇品御 幸1丁目6-28	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第3項	一年以内における当該営業所に係る速度超過 件数が3件に達したため、平成28年12月22 日に監査実施。1件の違反が認められた。(1) 運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

平成28年12月26日	株式会社ムロオ 法人番号(6240001 026634) 代表者山下俊一郎	広島県呉市中央1丁目6-9	呉支店営業所	広島県東広島市黒瀬町大字乃美尾字西市ノ堂672-1	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第3項及び第18条第1項	広島労働局長より自動車運転者の労働条件改善のための通知を受けたことを端緒として、平成28年2月16日に監査実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(6)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)(7)運行管理者補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)	3	3
-------------	--	---------------	--------	---------------------------	-----------------------	--------------------------------	--	---	---